

政策コメンテーター報告（平成 27 年 第 3 回）テーマ（案）

テーマ：経済再生と両立する財政健全化について

安倍内閣は、デフレ脱却を確かなものとするため、2015 年 10 月に予定されていた消費税率 10%の引き上げを 18 か月延期し、2017 年 4 月から実施することを決定しました。そして景気回復を全国津々浦々にまで届けることによって、経済再生と財政再建、社会保障改革の三つを、同時に達成していくことを目指しています。2020 年度の財政健全化目標についても堅持し、夏までに、その達成に向けた具体的な計画を策定することとしています。

経済財政諮問会議においては、経済再生と財政健全化の双方の実現に向けて、昨年 12 月 27 日に甘利経済財政政策担当大臣より示された検討課題（別紙 1 参照）に沿って、議論を進めております（別紙 2 参照）。また、3 月 11 日の経済財政諮問会議においては、国・地方の公共サービス分野での民間との連携（インクルージョン）を進め、サービスの多様化、質の向上とともに、新たな民間産業の創造や民間雇用拡大を通じた経済成長を実現し、税収拡大を図り、さらには歳出効率化とあわせて実現することで経済再生と財政健全化の両立を図ることが重要であるとの提言が民間議員よりもなされ、議論がなされました（別紙 3 参照）。

そこで、以下についてお伺いします。

- これらの議論を受けて、以下の二つの取組について、先進的な取組事例や具体的な取組のご提案がございましたら 500 字以内でご記入ください。
 - ①公的サービスの質の向上と歳出効率化に向けた、国民・企業・自治体等の自発的な取組を促すようなインセンティブ改革
 - ②これまで行政が担ってきた公的分野について民間の多様な主体との連携を促進することにより、その創意工夫と民間資金の活用を図る「公的部門の産業化」
- 本年夏の計画の策定に向けて経済財政諮問会議で議論されることとなっておりますが、経済再生と財政健全化の両立に向けて、ご意見がございましたら 500 字以内でご記入ください。

「経済財政諮問会議における今後の課題について」（平成26年12月27日経済財政諮問会議 甘利経済財政政策担当大臣提出資料）（抄）

3. 経済再生と両立する2020年度の財政健全化の達成に向けた具体的な計画

2015年夏の取りまとめに向け、以下の検討課題を踏まえつつ、具体化に向けた議論を進める。

【基本的枠組みについての検討課題】

- 財政健全化は、①デフレ脱却・経済再生、②歳出改革、③歳入改革の3つの柱で進める。2017年4月に消費税率10%への引上げを実施することを踏まえる。また、適切な国債管理を推進する。財政健全化を進めるに当たっては、民間の経済活動を拡大させることにより、デフレ脱却・経済再生と相乗効果が発揮される取組みを重視する。
- 財政健全化の評価に当たっては、成長と財政健全化の関係を明示的に取り扱う観点等から、フローの基礎的財政収支（PB）に加え、債務残高GDP比や資産負債両面を含めたストック指標なども重視する。
- 定量的な試算を基に、計画のフレームを検討する。その際、潜在成長率並みの堅めの成長率を前提とした、2020年度の基礎的財政収支黒字化等に必要となる「必要対応額」の試算を出発点とし、上記3つの手段により確実に是正する道筋を検討し、明らかにする。デフレ脱却・経済再生の効果として、成長戦略の効果やそれによる交易条件の改善等を適切に反映する。
- 進捗状況を毎年度レビューし、必要な対応を行う。計画の中間時点で評価を行い、「歳出、歳入の追加措置」を採ることを含め、2020年度の財政健全化に向けた仕組みを予め計画に組み込む。
- 政府の各種計画について本計画との整合性を確保するよう見直すなど、政府一体となった取組を進めるとともに、経済財政諮問会議でその進捗管理を行う。

【歳出改革についての検討課題】

- 歳出全般にわたり、安倍内閣のこれまでの取組をさらに強化し、聖域なく徹底的な見直しを行うこととし、その具体的対策を検討する。特に支出規模の大きな社会保障及び地方財政について、重点的に取り組む。
- 社会保障については、給付と負担の両面における改革を通じ将来世代に負担を先送りしない持続可能な社会保障制度を構築する。社会保障以外については、今後の人口減少社会を見据えた行政サービスの見直しと歳出の効率化を通じて徹底的な見直しを行う。
- 地方においても国と財政健全化目標を共有し、一体として財政健全化を進める。国の取組と基調を合わせ、歳出の重点化と効率化を進める。
- 社会保障と地方財政の改革に当たっては、様々なデータを活用しつつ、都道府県別の支出額の差異等に着目した効率化に取り組む。IT化と業務改革を軸とした国・都道府県・市町村の二重行政の徹底した効率化等を進める。

- 社会保障や地方財政以外の支出や特会・独法等を含め、国・地方とも聖域なく歳出全般を見直す。また、歳出の合理化・適正化に向けて、予算制度面での重点化・効率化手法の刷新等も検討する。
- 政府の歳出領域を見直す改革として、新たな民間投資や雇用を生み出す産業化やPPP/PFIの活用を促進するなど、民間にできることは民間に任せ、経済成長と財政健全化を相乗的に推進する。
- 広範な国民の参加と協力のもとで改革を推進する取組を検討する。その際、企業の合理化の手法を参考に、国や地方自治体、各種法人・基金等の経営に適用することを検討する。

【歳入改革についての検討課題】

- 税制については、人口減少・少子高齢化の進展等、経済社会の構造変化が急速に進む中、既存税制の部分的な手直しにとどまらず、「公平・中立・簡素」の三原則の下、中長期的視点に立ち、税体系全般にわたる構造改革を検討する必要がある。

「国民的な取組による経済再生・財政健全化に向けて（説明資料）」（平成27年1月30日
 日経済財政諮問会議 有識者議員提出資料）（抜粋）

国民的な取組による経済再生・財政健全化策

＜課題＞

- 経済再生と財政健全化の双方を実現することが必要
- 財政健全化を実現する枠組みを構築し、国・地方が取り組むとともに、国民的な取組（国民や企業等が意欲を持って取り組むことができる仕組み）が不可欠

＜改革＞

- 国民、企業、自治体等が自ら意欲を持って、歳出効率化、歳入拡大に取り組める仕組み（制度改革、支援措置、選択肢の多様化）を整備
- 民間の創意工夫が生かされるよう公的分野の産業化を促進し、経済再生にも寄与
- 透明性の高い計画的取組、財政情報の見える化の強化を通じた自発的努力の向上

＜地方行政サービス改革＞

- 地域の活性化に向けて、自ら歳出・歳入改革に取り組むインセンティブの構築
- 自治体の公共サービス改革、地域経済活性化への取組促進（歳出効率化や成長による税収増をサポートする地方交付税、補助金等の改革）
- PPP/PFIの活用による資本のリサイクルの促進（地方交付税、補助金、専門家チーム派遣等）、公有資産（公営住宅、学校施設・社会教育施設等）の広域での保有・管理や民営化の促進
- 広域行政（ごみ・し尿処理、介護保険等）による効率化・利便性の向上、先進課題（空き家の再利用市場創造、過疎地教育等）への取組促進

＜社会保障サービス改革＞

- 地域の取組（例えば、病床再編、ジェネリック医薬品の利用促進、投薬の適正な管理、健康管理努力等）により、医療費の地域間格差を解消するとともに、節約される医療・介護費用の一部を、改革のインセンティブとして当該地域の医療・介護負担の抑制等につなげる仕組みの構築（保険料への反映等）
- 地域独自の高齢者向け支出の効率化により節約される一部を当該地域独自の「子ども・子育て支援」や「家族関係支出」として活用できる仕組みの構築（「高齢世代から現役世代へ」）
- マイナバー導入に合わせ、個人の努力（予防、適正受診等）を負担に反映する仕組みの導入

経済再生と財政健全化の双方に寄与
 二兎を追って二兎を得る

「公的分野の産業化に向けて～公共サービス成長戦略～」(平成27年3月11日経済財政諮問会議 民間議員提出資料)

経済再生と財政健全化の両立、さらには地方創生にとっても、公的部門の改革がカギとなる。国・地方の公共サービス分野での民間との連携(インクルージョン)を進め、サービスの多様化、質の向上とともに、新たな民間産業の創造や民間雇用拡大を通じた経済成長を実現し、税収拡大を図るべき。さらには歳出効率化とあわせて実現することで、二兎を得るよう取り組むべき。

特に、歳出規模も大きく、かつ国民生活にも深くかかわる社会保障サービス・地方行政サービス分野について、規制改革とともに、サービス提供者のインセンティブに関わる制度(診療報酬、介護報酬、保険料、補助金制度、地方交付税制度等)の改革も行うことを通じて、多様な主体が参入し、多様なサービスを提供できる環境整備を進めることで成長産業化すべき。地域に密着するこれらのサービスの産業化は地域の活性化にもつながる。

1. 民間の多様な主体との連携(インクルージョン)の促進

◆ 健康長寿分野の潜在需要の顕在化、国民による健康管理の推進

医師や看護師等と民間の多様な主体が連携し、主要慢性疾患の予防や重症化の防止を進めるなど、健康長寿分野での患者等の潜在需要を顕在化するとともに、国民自らが自己の健康に責任を持ち、積極的に管理するサービスを拡大すべき(保険者努力支援制度、健康ポイントの活用等)。

◆ 医療介護分野の生産性向上

医療機関等が民間の多様な主体と連携し、サービスの標準化やIT化、マイナンバー、ビッグデータの利活用等により生産性を向上させる取組を推進すべき。生産性向上によるコスト抑制を通じて、歳出の効率化につなげるべき(診療報酬や介護報酬に反映等)。

◆ 子ども・子育て支援分野における多様なサービスの拡大(ナショナルミニマムとしての福祉に加え、国民が選べる多様なサービス供給へ)

自治体による助成・補助制度についてサービスを提供する多様な主体間のイコールフットイング化を推進すべき。地方交付税について子ども・子育て支援分野に重点配分すべき。

◆ 公共施設等の整備等におけるPPP/PFIによる実施の原則化等

補助金・地方交付税制度を見直し、多様な形態のPPP/PFIについて通常の公共事業等とのイコールフットイングを実現するとともに、公営住宅、有料道路事業、空港、上下水道事業等、公共施設等の整備・維持管理・更新にあたって、まずPPP/PFIで実施することを原則とすべき。また、2020年度又はその先までを見越して、政府の取り組むべきPPP/PFIの目標を拡充すべき。

(注)現在のKPIは、2022年度までに10～12兆円の事業を行うこととし、そのうち、コンセッション事業(2～3兆円)について、目標を2016年度に前倒しすることとしている。

2. フロントランナー事例の横展開

◆ 民間の知恵を活かしたBPR(Business Process Reengineering)の推進

民間企業や専門家等からなるチームを編成し、処方箋を希望する国の機関・自治体に、行政サービス全般の効率化(簡素化、標準化、平準化、数値化)、現業部門(独法、公営企業・第3セクター等)の効率化の現状を評価・分析し、必要な改善策を提言する仕組みを導入してはどうか。

当該国の機関・自治体は、提言を踏まえて実行計画を策定し、必要に応じて特区等の仕組みも活用しつつ実行に移す。また、進捗状況のデータによる捕捉、定量的評価を公表し、同様の課題に取り組む自治体に横展開する。その際、フロントランナー自治体の取組みを導入するインセンティブが働く仕組みを検討すべき。

◆ IT化等を通じた地方行政の業務改革の推進

国は世界最先端IT国家の実現に向け、政府CIOを中心に行政のIT化と業務改革に着手したところであり、各地方自治体に対しても、ITを活用した業務改革推進計画の策定を促し、公共サービスの刷新と歳出の効率化を促すべき。

◆ PPP/PFIの導入における地方財政中立の仕組みの横展開

2015年度から実現する地方財政中立の仕組み¹については、個別案件ごとに検討することとされているが、広範な自治体で同様の取組が展開できるよう、政策対応について、各自治体に対して、ガイドライン化してわかりやすく示すべき。

3. 公共サービス改革基本方針の改定等

2015年度中に民間の知恵のあらゆる業務での活用、公的サービス分野の更なる民間開放に向け、国・地方(独法、公営企業・第3セクター・地方独法の民間委託等を含む)ともに一体的に取組を進めるよう方針を改定すべき。また、公共サービス改革の取組についてPDCAを徹底するとともに、3年後には第三者機関で評価させるべき。

また、地方の自立に向け、地方交付税制度等を見直すべき。

¹ 地方自治体のコンセッション事業に対して、導入時・事業期間中・事業終了時のいずれにおいても、普通交付税の減少要因とならない。2015年度からは、導入準備(調査等)についても、特別交付税措置が講じられる。